〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成22年１月16日付
青森 541 泉山 壽明
平成23年８月26日付
大阪2903 宮本 裕正
平成24年７月12日付
東京5983 井戸川清明
平成24年８月20日付
山形1179 奥山 仙次
平成24年９月２日付
福岡1659 林田 健一
平成24年９月３日付
熊本 909 毛利 和正
平成24年９月９日付
札幌 516 石橋 信
平成24年９月15日付
長崎 245 肥後 厚
平成24年９月21日付
福島1125 峯田 幸雄
平成24年９月23日付
東京2959 内田 満雄
平成24年９月24日付
札幌 984 中原 章博
平成24年９月26日付
長崎 292 岡本 保
平成24年９月27日付
愛知1290 安藤 陽尉
平成24年10月１日付
東京4426 沼上 正男
東京7418 川又麻希子
神奈川1670栗城 忠雄
神奈川2781本間 利雄
千葉1223 安藤 隆
千葉2034 佐藤 信夫
千葉2050 堀 達朗
長野2437 北澤 敏男
新潟2077 山際 美香
大阪 141 笹川 和明
大阪1320 村上 幹幸
大阪1672 藤原 靜雄
大阪1859 藤原 秀民
大阪2006 中野 幸雄
大阪2661 原田 耕造
大阪3005 稲井 和彦
大阪3006 山崎 章夫
滋賀 317 大崎 豊茂
愛知 183 深谷 功
愛知1992 泙野 正治
広島1385 竹丸 勝三
山口 851 八木 壽
熊本1155 池崎 敏
山形1161 石山 昇
山形1191 市川 裕之
香川 595 大井 透
徳島 275 井上新太郎
平成24年10月10日付
東京3766 倉内 成彬
東京6353 篠原健太郎
東京7462 橋田 淳次
埼玉 548 久保田 昭
埼玉1323 酒井 悦生
埼玉1568 熊木 茂
群馬 923 白石 洋子
群馬 962 関根久美子
長野1938 金沢 新作
新潟1876 小黒與志雄
大阪 786 榎本 滋
大阪2852 飛鳥由美子
大阪2890 立石昭一郎
兵庫1642 末澤 正記
兵庫2144 江本 雅一
兵庫2332 権 英雨
愛知1908 名倉勇一郎
愛知1924 石田 周市
愛知2011 奥野 暁
愛知2575 榊原 行利
愛知2595 山田 洋樹
岐阜 984 太田 正共
広島1133 福吉 邦弘
広島1260 成定 政文
広島1352 山中 進
熊本 764 田村 武夫
熊本 788 冏南 明
青森 585 鳴中 英貴
札幌1164 丸子 博志
香川 451 礒部 勝義
徳島 473 奥谷 直也
高知 481 山崎 猛
愛媛 434 松尾 光夫

平成24年10月22日付
東京7037 渡 成明
千葉1258 錦織 勝男
千葉1553 並木 榮二
新潟 879 関矢 文衛
兵庫1265 井上 烱逸
愛知2542 木村 講一
愛知2785 戸崎 貴仁
広島1220 諸岡 賢美
秋田1001 児玉 博樹

弁理士登録公告

平成24年10月24日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月24日	18588	笹上　廣
10月24日	18589	渡邉　宗徳

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成24年10月24日	08286	石井　陽一	弁理士法第24条第１項第５号に該当するに至ったため

弁理士数　9,655名
（平成24年10月24日現在）

平成 24 年 11 月 12 日　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　磯野　清華
　登録番号　38828
　事務所　東京都港区赤坂４―15―１
　赤坂ガーデンシティ
　弁護士法人法律事務所ＭＩＲＡＩＯ
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年10月19日

平成 24 年 10 月 25 日　日本弁護士連合会

災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業に関する規則制定公告

災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業に関する規則（規則第百五十三号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十四年十月二十三日　日本弁護士連合会

災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業に関する規則

（平成二十四年十月二十三日規則第百五十三号）

（目的）

第一条　この規則は、東日本大震災（以下「本震災」という。）により死亡した者の遺族又は本震災により精神若しくは身体に著しい障害を受けた者（以下「被災者等」という。）が災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給を受けることに困難な事情があって、弁護士に依頼する必要性及び相当性がある場合に、災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則（規則第八十七号）第五条第三項の規定に基づく支出として、被災者等に対して弁護士費用の立替えをする事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（弁護士費用の立替え）

第二条　本会は、被災者等について、次の各号の事由をいずれも満たすと認める場合は、弁護士費用の立替えをすることができる。

一　災害弔慰金にあっては、本震災により死亡し、かつ、平成二十三年三月十一日時点において、本震災により災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都を除く。）の区域に住所を有していた者の遺族であること。災害障害見舞金にあっては、本震災により精神又は身体に著しい障害を受け、かつ、平成二十三年三月十一日時点において本震災に以下同じ。）の区域に住所を有していた者であること。

二　災害弔慰金の支給等に関する法律又は前号の市町村の条例において災害弔慰金等の支給を受ける資格を有している者であること。

三　因果関係に争いがあるなど、災害弔慰金等の支給を受けることに困難を来していること。

四　弁護士に依頼する必要性及び相当性があること。

五　災害弔慰金等の支給を受ける見込みがないとはいえないこと。

（弁護士費用の立替えの申込み）

第三条　前条各号の要件を満たす者は、受任を予定する弁護士を通じて、本会に対し、災害弔慰金等の支給に関する弁護士費用の立替えを申し込むことができる。

（立替金の支出）

第四条　本会が立て替える弁護士費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　着手金　五万円及び消費税相当額

二　着手手時の実費相当分　三万円

三　着手手後の追加実費相当分　七万円を上限として本会が必要と認める額

（立替金の償還）

第五条　前条の規定により立て替えた弁護士費用は、災害弔慰金等の支給又は不支給が決定された後、申込者に償還を求めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本会は、申込者の資力等を考慮して、全部又は一部の償還を免除することができる。

（成功報酬）

第六条　受任弁護士は、災害弔慰金等が支給された場合は、別に細則で定める成功報酬を受け取ることができる。

（細則への委任）

第七条　この規則を実施するために必要な事項は、別に細則で定める。

附　則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。